

広島県水道広域連合企業団職員の懲戒に関する手続及び効果等に関する条例をここに公布する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第11号

広島県水道広域連合企業団職員の懲戒に関する手続及び効果等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団の職員（以下「職員」という。）の懲戒の手続及び効果に関して必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手続)

第2条 戒告、減給、停職及び懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額 $\frac{1}{10}$ 以下を減ずるものとする。ただし、減給は、1回の額が給料の1日分の半額を超え、総額が1給料支払期における給料の $\frac{1}{10}$ を超えてはならない。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「報酬（広島県水道広域連合企業団職員等の給与及び費用弁償に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第17号）第18条第2項に規定する報酬を除く。）の額」とする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間、1日以上6月以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関して必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。